

議員特別研修実施報告書

報告議員名	立身 万千子	報告日	令和5年5月22日
調査研究・研修等 名 称	第49回議員の学校 【集中講義】「日本の安全保障の現在地」 【実践報告と提言】「市民一人ひとりの尊厳と人権、命を守るための政治」 【シリーズ講義】「地方自治の力を基礎に、ゆるぎの無い平和国家を」		
実 施 日	令和5年5月13日～14日		
会 場	オンラインによる受講		
調査研究・研修等の 概 要	別紙報告書のとおり		
調査研究・研修等の 成果と感想	別紙報告書のとおり		

※1調査研究・研修等の成果を証する書類の写しを添付してください。

※2調査研究・研修等に要した費用の支出を証する書類を添付してください。

「第 49 回 議員の学校」オンライン研修報告 2023 年 5 月 13～14 日

「自治体から平和な国家・社会をつくる・・・平和の課題と地方自治」

この研修の意義＝平和は自分達がつくるもの・・・求めるものや作ってもらうものではない。人々の暮らしの中から平和を作っていく（地方に住む住民自身が担い手）
このようなテーマでの研修であり、以下に報告する。

① 集中講義「日本の安全保障の現在地」 神子島 健氏（東京工科大准教授）

戦後史から考える「安保三文書」：政府の言う安全保障とは国家・軍事の安保

*世論の言う現在地は？：2月27日日経新聞の調査によれば

ウクライナ支援賛成世論は66%。だが武器提供は必要無しが76%。

∴自国の防衛は強化が必要だが他国にまでは武器は送れないという趣旨。

*2022年12月「安保三文書」の同時改訂の意味を日本の戦後史から学ぶ。

1) 軍事機構の中央集権制…日本はとりわけ人権侵害への対処が鈍い。

例：ドイツの試み：軍事用オンブズマン（事前通告無しで立ち入り調査OK）

2) 日本の軍事の根本問題＝米軍による民主的コントロールの外側に置かれている。

日米地位協定はUSAの国益のために置く（1983年外務省機密文書で「日米地位協定の考え方」が作成された）→2003年イラク戦争で軍隊化

→2013年「国家安全保障戦略」が作られるが、これは日本版NSCであり中国企業の脅威を煽り南シブトをしき、陸上自衛隊は遠方からの侵攻部隊の阻止を担う役目を帯び、迅速かつ分散した大戦中の集団自決で住民を巻き込む。

緊迫感を増す現在だからこそ、侵略の過去を抱える近代日本の歩みを冷静に振り返る必要がある。

＝米軍に日本の法令は適用されない（横田基地の空域を米軍が占めるのは間違い）

市民と行政がフィールドワーク etc で「平和構想研究会」等を地域につくっていく大切さ。

今、日本の輸入実態は35%が中国と関連している＝政府の煽りで動揺しては×！

科学的に事実を見極めることが重要。中国を仮想敵国と位置付ける三文書は危険。

*長野県茅野市では最近、中学校で自衛隊見学が行われた。

災害対応で自衛隊への関心は高まっているが、憲法とは裏腹にれっきとした軍事組織。

手放しでそのような見学を奨励はするべきでない。地方自治や人権保障を縛る軍事化の侵攻を念頭に置き、安保三文書を厳しく読み解くことが重要とのことであった。

「第 49 回 議員の学校 オンライン研修報告その 2」2023 年 5 月 13 日

「実践報告と提言」・・・「市民一人ひとりの尊厳と人権・命を守るための政治」

～平和・人権・環境の旗印を高く掲げて～講師：多摩市長 阿部裕行氏

多摩市は 2011 年度に「多摩市非核平和都市宣言」を制定。

*2011 年の東日本大震災を機に、これからの大きな課題である原発問題に言及。

福島原発は東京電力の発電所であり、そのエネルギーを全く使っていない福島の人々が被害に遭っている現実を受け止め、桜が丘商店街では浪江と二本松の子ども達を支援してきた。以下、主な取り組みを紹介すると・・・

*2007 年「第一回多摩市平和展」開催以来、行政のお仕着せではなく市民の議論で作り上げてきた「SDG's をめざす町＝smart wellness city」（多摩市健幸まちづくり）

*こども派遣事業・・・「平和・人権課」を創設し「戦争の悲惨さと平和の尊さ」を次世代に伝えるために 2013 年度から広島・長崎へ被爆地派遣のみならず

明治時代も弾圧されたキリシタンの歴史も学ぶ。

*「気候非常事態宣言」2020 年市議会と共同で宣言した。

専門家と市長・中高生等でトーク・リレーを続け「未来創造ワークショップ」の成果をもって 2018 年～「気候市民会議」を立ち上げ、5 回にわたり同じメンバーで論議している。

*「自前の保健所を持たない市長の叫び」・・・保健所の有る無しによって自治体の命に大きな落差があってはならない→「多摩市コロナウイルス感染症対策の記録：第 5 版作成」

*理想ではなく、リアリティをもった政策として「こども～若者まで切れ目のない支援をする条例」。

・パートナーシップ制度等開始。再生可能エネルギーや公園の活用など子どもの発想を大事に。

*「協働」とはどういうことか？

・・・「地域協創」の具体的な取り組みを中学校単位で進めていく。

「地域担当職員」を地域に派遣し、身近に相談しやすい体制を作る

(住民の高齢化進み、地域の担い手が減少→今後は役職定年職員で再任用職員を)

*地域のコミュニティが民主社会をつくらなければ平和は実現できないし伝わらない。

大戦中の「隣組」(密告制度)との違いをはっきりさせること→徹底した話し合いが大切

(「平和に関する意識調査アンケート」など市民懇談会で作成)

行政の「暮らしと文化部」という部署内の「コミュニティ生活課」

さらに「防災安全課」「健康推進課」「教育委員会」等との連携重要。

*市長によれば、必ずしも議会が全会一致で市長の議案提案に賛成するわけではない。

従って、市民が主役のワークショップなどを頻回重ねつつ、市民と議会の懇談等話し合いを深めて市長当局の誠意をもった丁寧な説明が決め手となることが大切と。

「第 49 回 議員の学校オンライン研修報告」その 3 2023 年 5 月 14 日
シリーズ講義 7 「地方自治の力を基礎に、ゆるぎの無い平和国家を」
講師：多摩住民自治研究所理事 池上 洋通 氏

まず「何を学びあうか？」・・・誰かに求めて平和をつくることはできない。

今「新たな戦前」といわれる政策が提起され、国民・地方自治体が動員されようとしている。

*2021 年度～「子ども向け防衛白書＝はじめての「防衛白書」の刊行が開始され、その編集に中高生が入っている。(少子化により極端に入隊希望が減少している現状を打開しようと、自衛隊駐屯地見学や生徒名簿開示など)

*日本国憲法は GHQ が作ったモノではない！

17 世紀：イギリス議会による人権宣言→1774 年：USA の独立宣言

→1789 年：フランス革命時の人権宣言 を踏まえて出来ている (植木枝盛翻訳)

*憲法三原則 (主権在民・基本的人権・平和主義) の背景にある歴史的経緯

世界大戦時、軍のすさまじい動員体制で多くの犠牲者が出た→自治体が率先

・具体的には「平和は基本的人権の一部であり、国民の権利である」

11・12・13 条：天賦人権論 (福沢諭吉) …自然権ともいう。

享有 (生まれながらに持つ権利)・不断の努力 (奪おうとする力に抗う権利) が必要

16 条：「何人も個人として尊重される」年齢・国籍も無関係…戦争などできるわけない

1947 年 3 月 31 日教育基本法制定公布と同時に 4 月 1 日文部省の役人が執筆したのが「あたらしい憲法のはなし」…これを全中学生に配布した。

*それが、なぜ簡単におろそかにされてきたのか？

「抑止力」…核兵器を持つにあたっての言い訳・脅し～今や笑い事で済まない事態

2012 年自民党の改憲論 13 条「すべて国民は (個人ではなく) 人として尊重される」に。

「公共の福祉」12 条の解釈：public welfare (一人一人を尊重できるかどうか?)

「人」ではなく「個人」の大切さ (LGBTQ+ も同じ個人 = 全部認めあって生きる) のが平和。

*武力とは・・・国内で働く武力 = 警察力 ・ 対外的に働く武力 = 戦力

国民はこれを監視する責任がある！

*植木枝盛等、先輩たちが努力してきた宝を、後輩の私達がどう活かすか！

環境基本権：明治期…足尾銅山～水俣病・新潟水俣病・イタイイタイ病・四日市喘息上の 4 事件は公害裁判で全面勝訴した→環境庁による「環境白書」作成。

*「地方自治」の章立ては画期的！

92 条：地方自治の本旨「そもそも地方自治とは？」

明治憲法にも人権規定はあった…結社の自由・財産権

*戦争時…1943 年は兵力弱体→全国民を動員 = 隣保制度 (密告制度)

戦争の犠牲者は広島・東京・長崎はじめ全国に及ぶ。

特に沖縄は空襲よりも陸軍に巻き込まれて1万1448人が犠牲に

* 「非核平和宣言」は国ではなく9割の自治体が宣言した。1958年半田市～

* 2015年「戦争法」強行採決・土地利用規制法：軍事基地周辺の土地を
自由に売り買いできない・・・

* 軍事費・・・1%枠→2%と倍増すれば世界第3位の軍事大国に（今で世界9位）
日本の借金残高は世界一（IMFの資料）

* この事実を全国民が、身体全体で把握するべき！

各地域・地元が集まって、学んで、国に意見を出そう！

* 自治体における「平和政策実践」の経験を学び活動することが地方議員の責務と痛感した。